

飯塚市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年7月30日

飯塚市教育委員会

教育長 桑 原 昭 佳

飯塚市教育委員会規則第5号

飯塚市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市立図書館条例施行規則（平成18年飯塚市教育委員会規則第32号）を次のように改正する。

飯塚市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

飯塚市立図書館条例施行規則(平成18年教育委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(館外利用の手続) 第9条 館外利用者は、資料を館外利用しようとするときは、職員にその資料(以下「借受資料」という。)及び、<u>利用者カード又は電子情報処理組織により当該館外利用者の移動端末機に表示することができる利用者番号(認証用サイトより取得したものであつて、図書館の使用に係る電子計算機で読み取ることができる利用者認証用バーコードが含まれたもの。)</u>を提示し、貸出し処理の手続を受けなければならない。	(館外利用の手続) 第9条 館外利用者は、資料を館外利用しようとするときは、職員にその資料(以下「借受資料」という。)及び<u>利用者カード</u>を提示し、貸出し処理の手続を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。